

報 道 資 料

平成25年3月9日
消費・生活安全課
食品安全推進係
担当：芳賀、榎谷
内線：3185
ダイヤル：27-8681

食中毒事件の発生について ～ノロウイルスによる食中毒～

平成25年3月7日（木）午前11時45分頃に橿原市内の事業所から、「3月4日に香芝市内の仕出し屋で調製した弁当を食べた従業員44名が食中毒様症状を呈している」旨の届出が桜井保健所にあり、届出を受理した桜井保健所から仕出し屋を管轄する葛城保健所に連絡がありました。

葛城保健所及び桜井保健所が調査したところ、事業所従業員以外にも3グループに有症者がいることが判明し、3月4日（月）に当該仕出し屋が調製した弁当を喫食した131名のうち48名が、3月5日（火）午前10時を初発として食中毒様症状を呈し、35名が医療機関を受診していることが判明しました。

調査の結果、有症者の共通食は当該施設が提供した食事以外にないこと、有症者の症状が類似していること、有症者及び調理従事者のふん便からノロウイルスを検出したこと、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、葛城保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、3月9日（土）から3日間の営業停止を命じました。

なお、重篤者はおらず、有症者（48名）は全員快方へ向かっています。

発 生 日 時	平成25年3月5日（火） 午前10時 ～
有 症 者 関 係	有症者数： 48名 男 性： 39名（19歳～59歳） 女 性： 9名（25歳～45歳） 受診者： 35名
主 症 状	有症者（48名）の状況 下 痢：47名（1から30回以上） 腹 痛：37名 発 熱：34名（37.0℃から39.2℃） 嘔 吐：38名（1から10回以上） ※症状の重複を含む
原 因 施 設	所在地： 名 称： 営 業 者：（行政処分が終わっていますので、施設情報は削除しています。） 業 種：
原 因 食 品	3月4日に調製した弁当
病 因 物 質	ノロウイルス
検 査 関 係	奈良県保健環境研究センター 有症者のふん便： 8名（4名からノロウイルス 検出） 調理従事者のふん便： 5名（1名からノロウイルス 検出）
措 置 等	行政処分：3月9日（土）～3月11日（月）まで3日間の営業停止 （なお、3月8日（金）から営業を自粛しております。） 指導事項：施設の洗浄・消毒、調理従事者の衛生管理の徹底 食品等の調理・保管管理の徹底

◎メニュー（3月4日）

メニュー名	献立名	提供数
鶏の照焼弁当	鶏の照焼、揚げしゅうまい、筑前煮、小松菜とじゃこ和え、卵焼き、ご飯	50
から揚げ弁当	から揚げ、ゴボウきんぴら、卵焼、ポテトサラダ、ご飯	22
オムライス弁当	オムライス、マカロニサラダ、ハムカツ、から揚げ、ゴボウキンピラ	19
焼肉弁当	牛焼肉、ゴボウサラダ、筑前煮、チキンロール、ご飯	20
日替り弁当	鶏の照焼、小松菜和え、筑前煮、卵焼き、ご飯	20

◎有症者の発生状況

年齢	～9歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	不明	合計
男性		4(4)	18(15)	6(4)	7(4)	3(2)			1(1)	39(30)
女性			1(1)	6(3)	2(1)					9(5)
計		4(4)	19(16)	12(7)	9(5)	3(2)			1(1)	48(35)

()受診者 再掲

参 考

食中毒発生状況（奈良市を含む）

本年度（本件を含まず）	件数： 8件	有症者数： 166名
昨年同時期	件数： 7件	有症者数： 291名
昨 年 度	合計： 7件	有症者数： 291名

★報道機関の皆様へ★

多発しているノロウイルス食中毒を防ぐため、県民の皆様への下記事項の情報提供・啓発にご協力をお願いします。

ノロウイルスによる食中毒について

<特徴>

人の腸管内でしか増殖できないウイルスで、細菌性食中毒と異なり、冬場に多発します。また、少量(数個から100個程度)でも体内に入ると増殖し、食中毒様症状を起こすので、注意が必要です。体内に取り込まれてから通常24～48時間で発症します。

<症状>腹痛、下痢、発熱、嘔吐等

<原因>

患者の糞便や吐物により汚染を受けた手指などを介して汚染された食品を食べた場合
 感染した人を介して汚染された食品を食べた場合
 汚染されていた生カキや貝類を、生あるいは十分加熱せずに食べた場合

<対策>

調理前、食事前、用便後は、石けんを使い、十分に時間をかけて手洗いをしましょう。
 食品を十分に加熱（85度1分間以上）しましょう。
 下痢・嘔吐等の消化器系症状がある場合は、調理業務を控えましょう。

